

2014年7月16日

JBIC 及び NEXI の環境社会配慮確認のための

ガイドライン改訂検討に係る論点の追加2件

川上 豊幸  
運営委員  
熱帯林行動ネットワーク

以下の2点について、提言を追加したいと思います。

1. 項番17に関連して、現行のガイドラインの第二部の生態系及び生物相の項目について、「重要な自然生息地」や「重要な森林」、そして「著しい転換」や「著しい劣化」などの定義の明確化のために、以下を提言したいと思います。

提言：「FAQに記載している文言や定義をガイドライン本文に明記すべき。」

その根拠は、現行では、これらの重要な文言について、担当者において恣意的な解釈が行われている状況にあるので、重要な生息地や重要な森林等に関する共通認識に基づく、適正な解釈を行えるようにするため。実際に、このFAQにも記載されていない異なる評価基準を持ち出し、解釈を行うなど、FAQでの定義も無視されており、ガイドラインが有名無実化しています。

ex.ボガブライ石炭鉱山拡張事業

2. 現行のガイドラインの「法令、基準、計画等との整合」の規定の追加したい論点として以下を提言します。

提言：「政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域に、保護すべき対象として指定されている地点や区域、群落等も含むことを明記すべき。」

その根拠は、ガイドラインに示されている「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」には、指定されている群落や個々の区域、地点などを含まないのではないかといった説明も行われる状況にあるので、これらも含むことを明確にしたい。

以上